証券コード　3920
平成28年12月２日

株　主　各　位

東京都中央区新川一丁目８番８号
アイビーシー株式会社
代表取締役社長　加　藤　裕　之

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年12月19日（月曜日）午後５時45分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成28年12月20日（火曜日）午前10時

2. **場　　所**　　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号
ロイヤルパークホテル　２階　有明
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. **目的事項**

報告事項　　第14期（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項　　議案　取締役５名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.ibc21.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年10月１日から
平成28年９月30日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による経済政策・金融政策の効果もあり、企業収益の高水準での推移や、雇用環境の改善傾向が続く中で、緩やかな回復基調が継続しておりましたが、中国を始めとする新興国及び資源国の景気下振れリスクや、英国のEU離脱問題等により、先行きについては不透明な状況にありました。

情報サービス業界においては、第３のプラットフォームと呼ばれるモバイル、ソーシャル、ビッグデータ、クラウドの活用の更なる浸透により、ITサービス市場におけるITサービス基盤が拡大しており、同時に、セキュリティ対策やそのサービス体制構築も、極めて重要なテーマとなっております。また、企業や政府、自治体のシステム構築需要の高まりを背景に、コンサルティングやインテグレーション等のサービスに対するシステム投資が拡大する一方、ITサービス基盤を提供するベンダーでは、セキュリティ対策や運用コスト削減、システムの安定稼働、稼働品質の向上が、最優先で充実されるべき課題となっております。

このような環境の中、当社は、自社開発製品「System Answer G2」の販売・サポート、パートナー企業との連携強化を継続し事業を展開して参りました。

当事業年度において、ライセンスの販売については、直接販売による積極的な営業推進を行うとともに、共同セミナーの開催等パートナー企業との連携を強化し、新規案件の獲得に注力いたしました。サービスの提供については、ライセンス販売の案件規模の拡大に伴う構築作業や運用サポート等の需要が底堅く、堅調に推移いたしました。その結果、ライセンスの販売については売上高921,420千円（前期比15.0％増）、サービスの提供については売上高121,127千円（前期比1.4％増）となりました。また、その他物販については売上高98,947千円（前期比75.8％増）となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,141,495千円（前期比16.8％増）、営業利益292,220千円（前期比8.5％減）、経常利益333,358千円（前期比10.5％増）、当期純利益195,205千円（前期比6.8％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は29,826千円で、その主なものは以下のとおりであります。

① 本社事務所増床に伴う造作によるもの	20,000千円
② 社内ネットワーク機器購入によるもの	3,500千円

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では、中長期的に継続した企業成長により企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

① 「System Answer シリーズ」のブランディング及び認知度向上

当社が独自に開発し、製造・販売する「System Answer シリーズ」のブランディングを強化する為、今後も積極的に展示会への出展やセミナーの開催を行います。また、当社のWEBサイトを充実することで、より多くの顧客に対して認知度を高めて参ります。

② 販売チャネルの拡充

既存パートナー企業との連携を強化するとともに、新規パートナー企業を開拓することで販売チャネルのさらなる拡充を図って参ります。

③ 「System Answer G2」の機能拡張

「System Answer G2」に続く新たな管理手法である情報監視に向けて開発を進めて参ります。情報監視とは、コンピューター・ネットワークシステム運用時に発生する数々の問題を的確に判断する為の情報や根拠をいち早く把握する為の監視手法です。具体的には、機器の履歴管理、高負荷時の影響度把握、監視の見落とし防止、派生アラートの集約、監視の自動化、仮想化監視機能の強化、API機能の強化などを取り入れた、付加価値の高い後継製品を開発して参ります。

④　顧客満足度の向上とソリューション強化

顧客満足度を高める為、顧客先において日々収集される膨大な性能情報や、要望、課題などを基に、機器性能指標コンテンツ(*)のサービス提供や付加価値の高いソリューションサービスの強化、展開を進めて参ります。

(*) 機器性能指標コンテンツ

顧客ごとの日々収集される性能情報をクラウドに集約し、統計解析結果を提供するサービス。

⑤　人材の確保と育成強化

事業の拡大及び成長の為には、より高い専門性を有する人材の確保とともに、既存社員の能力及びスキルの底上げが重要な課題となります。この課題に対処する為に、有能な人材を採用するとともに、新卒社員の採用とその育成を積極的に推進して参ります。

株主の皆様におかれましては、以上のような考え方にご理解をいただき、今後とも格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第11期 (平成25年９月期)	第12期 (平成26年９月期)	第13期 (平成27年９月期)	第14期 (当事業年度) (平成28年９月期)
売　上　高(千円)	641,894	807,113	977,054	1,141,495
経 常 利 益(千円)	102,366	223,351	301,561	333,358
当期純利益(千円)	47,818	133,905	182,705	195,205
１株当たり当期純利益　(円)	13.07	36.59	46.04	36.15
総　資　産(千円)	525,899	703,589	1,482,287	1,668,730
純　資　産(千円)	234,526	362,942	1,168,098	1,366,704
１株当たり純資産額　(円)	64.02	99.11	216.41	250.06

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、平成27年５月28日付で普通株式１株につき500株の株式分割を、平成27年12月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っておりますが、表中では、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容（平成28年９月30日現在）

・ネットワークシステム性能監視ツールの開発・販売・サポート
・ネットワークシステムの性能評価サービス
・ネットワークシステムの設計・構築、コンサルティング
・その他各種機器、ソフトウエアの販売

(7) 主要な営業所（平成28年９月30日現在）

本　　社	東京都中央区新川一丁目８番８号
西日本事業所	大阪府大阪市淀川区西中島六丁目６番17号

(8) 従業員の状況（平成28年９月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名	10名増	35歳５ヵ月	３年５ヵ月

（注）従業員数が前事業年度末に比較して増加した主な理由は、事業拡大に伴う体制強化によるものであります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況
該当事項はありません。

②　親会社等との間の取引に関する事項
（ⅰ）取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項
該当事項はありません。

（ⅱ）当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
該当事項はありません。

（ⅲ）取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③　子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年９月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	46,300千円
株式会社りそな銀行	33,176千円
株式会社みずほ銀行	2,940千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,511千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,465,600株

(3) 株主数 2,398名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
加藤 裕之	2,316,000株	42.3%
プラスフジ株式会社	500,000株	9.1%
岩井 靖	170,000株	3.1%
株式会社ＳＢＩ証券	81,900株	1.4%
日本証券金融株式会社	73,100株	1.3%
村上 彰	65,300株	1.1%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	64,300株	1.1%
北村 博	64,000株	1.1%
塚本 浩之	64,000株	1.1%
髙木 弘幸	60,000株	1.0%

(5) その他株式に関する重要な事項

① 当社は、平成27年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を実施いたしました。これにより同日付をもって発行済株式の総数が4,048,200株増加しております。

また、当該株式分割に伴い、平成27年12月１日付で発行可能株式総数は、15,000,000株増加しております。

② 当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が68,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況（平成28年９月30日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第４回新株予約権
発行決議日	平成27年４月２日
新株予約権の数	77個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　154,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権１個当たり　600,000円 （１株当たり　300円）
権利行使期間	平成29年４月３日から 平成37年４月２日まで
行使の条件	（注）１
役員の保有状況	（注）２

（注）１．第４回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社の子会社、当社の関連会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していることを要する。
② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
③ その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
２．第４回新株予約権について、役員の保有状況は、以下のとおりであります。

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	70個	普通株式 140,000株	３名
監査役	７個	普通株式　14,000株	１名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加 藤 裕 之	
常務取締役	岩 井 靖	営業部長
取 締 役	北 村 博	企画開発部長
取 締 役	吉 田 知 史	経営管理部長
取 締 役	髙 木 弘 幸	
常勤監査役	八 代 博 隆	
監 査 役	望 月 明 彦	望月公認会計士事務所代表
監 査 役	大 島 充 史	大島会計事務所代表

（注）１．取締役の髙木弘幸氏は、社外取締役であります。
２．監査役の望月明彦氏及び大島充史氏は、社外監査役であります。
３．監査役の望月明彦氏は、経営学修士を取得するとともに、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役の大島充史氏は、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、髙木弘幸氏、望月明彦氏及び大島充史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
６．平成27年12月11日開催の第13回定時株主総会において、大島充史氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
７．監査役奥村太久実氏は、平成27年12月11日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、当社の監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く）１名及び監査役３名全員との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任について、責任の原因となった職務の遂行につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	４名	86,550千円
監 査 役 （うち社外監査役）	４名 （ ３名）	12,640千円 （ 2,950千円）
合 計 （うち社外役員）	８名 （ ３名）	99,190千円 （ 2,950千円）

（注）1．取締役及び監査役の報酬額は、平成18年９月26日開催の臨時株主総会において、取締役が年額３億円以内、監査役が年額５千万円以内と決議いただいております。なお、平成27年４月２日開催の臨時株主総会において、当該報酬額とは別枠で、取締役及び監査役に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の報酬額を決議いただいております。その額については、取締役につき、第４回新株予約権70個分の公正な評価額、監査役につき、第４回新株予約権７個分の公正な評価額を上限とすることとしております。

2．当事業年度末日現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。上記の監査役及び社外役員の員数と相違しているのは以下の事由によるものであります。

①無報酬の社外取締役が１名在任しております。

②上記報酬等の額には、平成27年12月11日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役１名（うち社外監査役１名）に対する報酬等の額を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・監査役望月明彦氏及び監査役大島充史氏の重要な兼職先については、「(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

・監査役望月明彦氏及び監査役大島充史氏の上記兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	髙　木　弘　幸	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	望　月　明　彦	当事業年度に開催された取締役会21回、監査役会17回の全てに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	大　島　充　史	平成27年12月11日の就任以来、当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度の実績等を確認及び検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意の決議をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

〔内部統制システムの概要について〕

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程及び関係会社規程に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を行うとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合に内部通報を機能させて社内の自浄作用を高めるように努めます。

ロ．当社及び当社子会社の各部門を担当する取締役は、担当部門におけるコンプライアンス、企業倫理の状況を管理・監督し、使用人への適切な教育・啓発を行います。

ハ．当社の内部監査室は、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況に関して内部監査を行います。

ニ．当社は、当社及び当社子会社の取締役会・監査役会をはじめ、当社内及び当社子会社内の重要な会議をとおして、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化を図ります。

ホ．当社は、内部通報規程に基づき、当社及び当社子会社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させ、コンプライアンス経営への取組みを強化します。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．当社は、取締役会その他重要な会議の議事録などの取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定め経営管理部長を文書管理責任者として、適正に保存及び管理を行います。

ロ．当社は、取締役及び監査役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供するものとします。

ハ．当社は、関係会社規程に基づき、当社子会社の取締役に対し、当社子会

社における取締役会その他各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社子会社における職務執行に係る事項を報告させます。また、当該提出を受けた文書については、当社担当部署で適正に保存・管理します。また、当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧可能とします。

③　当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、当社及び当社子会社の様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を積極的に推し進めます。

ロ．当社及び当社子会社のリスク管理に関しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。

ハ．当社及び当社子会社のリスクが顕在化した場合は、経営トップに対して迅速・正確に情報を伝達し、当社グループを挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定し実行する等、組織的なリスク管理を行います。

ニ．当社及び当社子会社の各部門は、関連規程に則り、自部門のリスクを調査・把握し、各部門責任者において管理を行います。

ホ．当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社子会社における業務監査の状況を評価するとともに、必要に応じて直接業務監査を実施します。

④　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社は、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設けます。また、当社子会社の取締役会は各社の事情に応じつつ法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。

ロ．取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の役割と職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、職務権限規程を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保します。

⑤　当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社及び当社子会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、社会的責任を全うし、かつグループ会社間における情報の共有化や適時適切な時期での意思決定を行います。

ロ．当社及び当社子会社にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、関係会社規程及びその他関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、当社子会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行います。

ハ．当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社子会社におけるこれらの業務の実施状況を監査します。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置できる体制とします。

ロ．監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、監査役の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しないこととする等、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に努めます。

ハ．監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事します。

⑦　当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制、その他当社監査役への報告に関する体制、並びに当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社並びに当社子会社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて速やかに必要な報告及び情報提供を行うこととします。

ロ．当社及び当社子会社の監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる体制とします。

ハ．当社及び当社子会社の監査役が、必要に応じて、内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制とします。

ニ．当社及び当社子会社は、直接又は当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

ホ．当社監査役は、当社及び当社子会社に対する監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用します。

ヘ．当社監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門において当該費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

〔内部統制システムの運用状況の概要について〕

当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会は、社外取締役１名を含む取締役５名で構成し、監査役３名も出席した上で取締役会規程及び関連規程に基づき開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。

② 内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長に報告いたしました。

③ 社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。また、月１回の定時監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況及び内部統制システムの整備・運用状況を把握しました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

④ 常勤監査役は、稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、必要な場合は社内の重要会議に出席し、意見を述べました。

〔反社会的勢力排除について〕

① 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針としております。また、当社は企業倫理基準を定め、このような基本方針を内外に表明しております。

② 体制の整備

当社は、顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、万が一、反社会的勢力からアプローチがあった場合は、経営管理部を対応統括部署として、関係部署が協力して組織的にかつ速やかに対応することとしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、今後の業績の推移や財務状況等を考慮した上で将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案しながら配当を検討していく方針であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、現在当社は成長過程にあると認識しており、事業上獲得した資金については事業拡大のための新規投資等に充当することを優先し、無配とさせていただきたく存じます。株主の皆様には、何卒ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

貸借対照表

（平成28年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,476,889**	**流動負債**	**255,986**
現金及び預金	862,360	買掛金	64,628
売掛金	574,458	１年内返済予定の長期借入金	39,547
たな卸資産	7,459	リース債務	608
前払金	4,251	未払金	36,329
前払費用	14,827	未払費用	21,656
繰延税金資産	13,530	未払法人税等	65,879
その他	1	未払消費税等	17,364
固定資産	**191,840**	前受金	5,271
有形固定資産	**43,094**	預り金	4,700
建物	10,579		
車両運搬具	339	**固定負債**	**46,039**
工具、器具及び備品	12,176	長期借入金	45,380
建設仮勘定	20,000	リース債務	659
無形固定資産	**8,577**	**負債合計**	**302,026**
ソフトウエア	8,577	（純資産の部）	
投資その他の資産	**140,168**	**株主資本**	**1,366,704**
関係会社株式	38,250	**資本金**	**404,530**
出資金	10	**資本剰余金**	**371,030**
長期前払費用	2,153	資本準備金	371,030
繰延税金資産	12,072	**利益剰余金**	**591,143**
会員権	17,825	その他利益剰余金	591,143
保険積立金	13,498	繰越利益剰余金	591,143
敷金及び保証金	56,357	**純資産合計**	**1,366,704**
資産合計	**1,668,730**	**負債・純資産合計**	**1,668,730**

損　益　計　算　書

（平成27年10月１日から
平成28年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,141,495
売上原価		174,173
売上総利益		967,321
販売費及び一般管理費		675,100
営業利益		292,220
営業外収益		
受取利息	0	
保険解約返戻金	46,147	
その他	515	46,663
営業外費用		
支払利息	972	
株式交付費	30	
上場関連費用	4,404	
その他	119	5,526
経常利益		333,358
特別損失		
固定資産除却損	178	
関係会社株式評価損	16,639	
会員権評価損	8,240	25,059
税引前当期純利益		308,298
法人税、住民税及び事業税	119,664	
法人税等調整額	△6,571	113,092
当期純利益		195,205

株主資本等変動計算書

（平成27年10月１日から
平成28年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	402,830	369,330	369,330	395,937	395,937	1,168,098	1,168,098
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	1,700	1,700	1,700	―	―	3,400	3,400
当期純利益	―	―	―	195,205	195,205	195,205	195,205
当期変動額合計	1,700	1,700	1,700	195,205	195,205	198,605	198,605
当期末残高	404,530	371,030	371,030	591,143	591,143	1,366,704	1,366,704

個　別　注　記　表

1.　重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び原材料並びに貯蔵品　月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年４月１日以降に取得する建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については、以下のとおりであります。

建物	11～18年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	４～15年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

市場販売目的のソフトウエア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

なお、見込販売可能期間につきましては、３年と見積もっております。

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法
株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
① 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。
② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記
（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度より適用し、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額　37,177千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式　5,465,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	4,300千円
未払金	6,545千円
未払費用	2,684千円
減価償却超過額	566千円
一括償却資産	989千円
工具、器具及び備品	416千円
会員権	2,523千円
関係会社株式	7,576千円
繰延税金資産小計	25,603千円
評価性引当額	―千円
繰延税金資産合計	25,603千円
繰延税金資産の純額	25,603千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3％から、平成28年10月１日に開始する事業年度及び平成29年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9％になり、平成30年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6％となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借り入れ等による方針であります。

なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが１年以内の支払期日であります。これらの営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成するなどの方法により実績管理しております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的とした長期の借入れであります。長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成するなどの方法により実績管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注)２を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	862,360	862,360	―
(2) 売掛金	574,458	577,100	2,641
資産計	1,436,818	1,439,460	2,641
(1) 買掛金	64,628	64,628	―
(2) 未払金	36,329	36,329	―
(3) 長期借入金(*)	84,927	84,920	△6
負債計	185,885	185,879	△6

(*) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注)１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

当社では、１年超の売掛金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金及び(2) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

固定金利によるものについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似しておりますので、当該帳簿価額によっております。

(注) ２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	当事業年度 (平成28年９月30日)
関係会社株式(非上場)(*)	38,250

(*) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) ３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	862,360	―	―	―
売掛金	404,995	169,281	181	―
合計	1,267,355	169,281	181	―

(注) ４．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	39,547	13,880	7,400	7,400	7,400	9,300

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　250円06銭

(2) １株当たり当期純利益金額　36円15銭

（注）当社は、平成27年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月１日付で普通株式１株を４株とする株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月16日

アイビーシー株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　田　俊　之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　村　英　紀 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アイビーシー株式会社の平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月17日

アイビーシー株式会社 監査役会

常勤監査役 八代博隆 ㊞

監査役（社外監査役） 望月明彦 ㊞

監査役（社外監査役） 大島充史 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	かとう　　ひろゆき 加藤　　裕之 （昭和42年３月19日生）	平成３年４月　ダイニック㈱入社 平成４年７月　アライドテレシス㈱入社 平成13年２月　ネット・チャート・ジャパン㈱（現 ネットチャート㈱）入社 平成13年３月　同社取締役 平成14年10月　当社設立、代表取締役社長（現任）	所有する当社株式数 2,316,000株 取締役会への出席状況 21/21回
	【取締役候補者とした理由】 加藤裕之氏は当社創業者であり、創業以来代表取締役社長として強いリーダーシップにより、当社の成長を牽引し、企業価値の向上に尽力してまいりました。当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると判断し、取締役候補者といたしました。		
2	いわい　　やすし 岩井　　靖 （昭和40年３月11日生）	昭和61年４月　㈱シー・エル・シー入社 昭和63年７月　㈱アイ・アイ・エム入社 平成18年３月　当社入社 平成18年12月　当社取締役 平成19年８月　当社常務取締役 平成24年10月　当社常務取締役営業部長（現任）	所有する当社株式数 170,000株 取締役会への出席状況 21/21回
	【取締役候補者とした理由】 岩井靖氏は入社以来当社の営業部門を牽引し、当社事業の業績拡大の中心的役割を担ってまいりました。これまでの経験及び実績を当社の経営に引き続き活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
3	きたむら　　ひろし 北村　　博 （昭和48年７月15日生）	平成４年４月　富士通カストマエンジニアリング㈱（現 ㈱富士通エフサス）入社 平成14年６月　㈱アステム入社 平成17年４月　当社入社 平成25年10月　当社企画部長 平成25年12月　当社取締役企画部長 平成27年10月　当社取締役企画開発部長（現任）	所有する当社株式数 64,000株 取締役会への出席状況 21/21回
	【取締役候補者とした理由】 北村博氏は入社以来当社の技術・開発部門を牽引し、当社主力製品である「System Answer シリーズ」の開発に関して中心的役割を担ってまいりました。これまでの経験及び実績を当社の経営に引き続き活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。		
4	よしだ　　ともふみ 吉田　　知史 （昭和43年８月13日生）	平成６年９月　等松・トウシュロス コンサルティング㈱（現 アビームコンサルティング㈱）入社 平成11年10月　朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 平成15年４月　公認会計士 登録 平成17年９月　アーンスト アンド ヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス㈱（現 EYトランザクション・アドバイザリー・サービス㈱）入社 平成24年２月　当社入社 平成25年10月　当社経営管理部長 平成25年12月　当社取締役経営管理部長（現任）	所有する当社株式数 ―株 取締役会への出席状況 21/21回
	【取締役候補者とした理由】 吉田知史氏は入社以来当社の経理、財務、ＩＲ、総務、人事等管理部門全般を牽引し、当社管理体制の強化及びＩＲ体制強化の中心的役割を担ってまいりました。これらの経験及び実績を当社の経営に引き続き活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><td>候補者
番号</td><td>ふりがな
氏　　名
（生年月日）</td><td colspan="2">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>たかぎ　　ひろゆき
髙木　　弘幸
（昭和27年11月26日生）</td><td>平成６年１月　アライドテレシス㈱
代表取締役社長
平成18年12月　当社監査役
平成19年12月　当社取締役（現任）</td><td>所有する
当社株式数
60,000株

取締役会への
出席状況
21/21回</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
髙木弘幸氏は当社取締役就任以来、主に会社経営者としての豊かな経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会において、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っておりました。
今後もその経験・見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者加藤裕之氏は、当社の経営を支配している者であります。

３．髙木弘幸氏は、社外取締役候補者であります。

４．髙木弘幸氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９年になります。

５．当社と髙木弘幸氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、同氏の選任が承認された場合には同様の契約を継続する予定であります。

６．当社は、髙木弘幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

○**会　場**　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号
ロイヤルパークホテル　２階　有明
電話 03(3667)1111（代表）

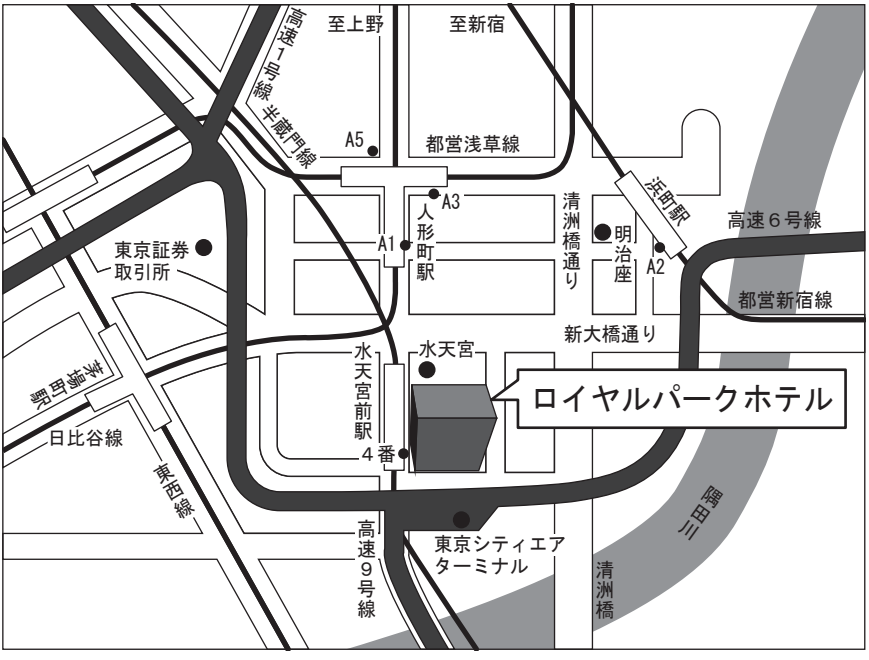

●東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」４番出口とホテルが直結しております。
●東京メトロ日比谷線「人形町駅」Ａ１出口より徒歩約６分
●都営浅草線「人形町駅」Ａ３出口より徒歩約８分